

平成26年度

新潟県奨学金

奨学生募集要項

《大学・短大》

申込期間 平成26年6月2日(月)～平成26年6月30日(月)(当日消印有効)

※ この奨学金は、貸与終了後に返還が必要な「貸与型」の奨学金です。

※ 上記の申込期限は県への期限です。学校への申込期限ではありませんので注意してください。

※ 書類不備の申込みは選考対象になりませんので、案内をよく読んで申し込んでください。(やむを得ず必要書類が申込期間内に添付できない場合は、先行して申込書のみ提出も認めます。必要書類取得後、追加提出してください。)

新潟県教育委員会

お問い合わせ先

新潟県教育庁高等学校教育課審査調整係
〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
電話：025-280-5609 (直通)
(受付時間) 8時30分～17時15分 ※土曜、日曜、祝日を除く

用紙はコピー使用可(両面)

【 余 白 】

平成26年度新潟県大学奨学生募集要項

1 趣 旨

教育の機会均等を図るため、特に人物・学力ともに優秀であって、経済的理由により大学・短期大学において修学が困難と認められる者に対し、奨学金を貸与して在学中勉学に専念することのできるよう援助を与えることを目的とする。

2 申込資格

県内に居住する者の子弟で、国内の大学・短期大学（文部科学省が指定する「外国大学日本校」を含む。ただし、「専修学校ロシア極東大函館校」は日本の専修学校として認可を受けているため、国内の専修学校として取り扱う。）に在学し、下記の(1)～(3)のいずれにも該当し、経済的理由により大学・短期大学での修学が困難な者であること。

なお、再入学又は編入学をした者が、以前に在学した大学・短期大学で、日本育英会・日本学生支援機構の第1種奨学金（無利子）又は県の奨学金の貸与を受けていた場合の貸与月数の上限は、以下のとおりとする。

貸与可能月数＝在学する大学・短期大学の最短修業年限の月数－以前貸与を受けた月数

(注1) 上記の大学・短期大学とは、学校教育法による大学の学部・学科（課程）、短期大学をいい、国・公・私立及び昼・夜間の別は問わない。ただし、通信教育部、専攻科、別科、大学の附属施設（例えば看護学校等）、放送大学、自治医科大学、産業医科大学、防衛大学校等は対象とならない。

(注2) 文部科学省が指定する「外国大学日本校」のうち、対象となる大学・短大は下表のとおりとする。

名 称	課程	課程の名称
テンプル大学ジャパン	大学	教養学部、コミュニケーション・ソーカー学部、芸術学部、観光ビジネス学部
	短大	準学士課程
天津中薬大学中薬学院日本校	大学	中薬課程
レクラント大学ジャパン・キャンパス	短大	準学士号課程

(1) 成績要件

ア 1年生は、高校等における学習成績の評定を、全履修科目について、平均した値が3.5以上（5段階評価）であること。（大学入学資格検定及び高校卒業程度認定試験（以下「高卒認定（大検）等」という。）合格者は除く。）

イ 2年生以上は、申込時までの大学の成績で、良以上又はB以上が全履修科目数の50%を超えること。

(2) 所得要件

本人の保護者（父及び母。母子家庭の場合は母。父子家庭の場合は父。前記以外の場合は後見人）の1年間の認定所得金額が、所得基準額以下であること。

（5ページの「大学奨学生所得要件」を参照）

- (3) 日本学生支援機構の第1種奨学金(無利子)貸与を受けていない者
(第1種奨学金は県と重複して申込をすることはできませんが、併用はできません。)

3 採用予定人数 90人程度(海外大学10人含む)

4 奨学金の貸与月額

入学年度	学年	国公立短大 及び大学	私立短大		私立大学	
			自宅	自宅外	自宅	自宅外
平成21～26年	1～6	41,000円	43,000円	48,000円	44,000円	51,000円

(注 5・6年生は医学部、歯学部等の学生対象)

5 貸与の始期及び終期

平成26年4月分からその者の在学する大学・短期大学の最短修業年限の終期までとする。

6 提出する書類(提出した書類は返却しないので注意すること。)

※ やむを得ず必要書類が申込期間内に添付できないときは、「奨学金貸与申込書」を先行して提出すること。(必要書類取得後、追加で提出すること。)

(1) 奨学金貸与申込書

(2) 成績を証明する書類

ア 1年生

出身高等学校所定の調査書又は成績証明書(本人開封無効)

(卒業した年度の最終の成績まで記載されているものを提出すること。)

イ 2年生以上

大学・短期大学の成績証明書(本人開封無効)

ウ 高卒認定(大検)等に合格した者

高卒認定(大検)等の合格成績証明書(ただし、科目の一部免除を受けた者は、免除を受けた科目の成績証明書も必要)

(3) 奨学生推薦調書(大学・短期大学で記入)

(4) 収入等に関する証明書(本人の保護者(父及び母。母子家庭の場合は母。父子家庭の場合は父。前記以外の場合は後見人)についてのみ必要)

ア 必ず必要な書類

(ア) 市町村役場発行の平成26年度市町村民税課税証明書(全部事項証明書等)

(平成25年1月～12月分の所得を証明するもの。無職・無収入であっても提出すること。)

イ 世帯の状況により必要な書類

(イ) 年金受給者の場合は、その額が分かる書類(年金の源泉徴収票、支払通知書等)

(イ) 平成25年1月以降に新たに就職又は転職した場合は、給与等支払(見込)額証明書又は給与月額支払明細書(平成25年分全部)

(イ) 雇用保険(失業給付)受給者(予定者含む)は雇用保険受給資格証の写し

(5) 誓約書

記入上の注意をよく確認してから記入すること。記入誤りを訂正する場合は、二重線

を引き、その上に訂正印を押印してから余白に記入すること。

なお、修正ペン・修正テープ等は使用しないこと。

(6) 印鑑登録証明書

上記「誓約書」に記載の連帯保証人、保証人の印鑑登録証明書を各1通添付すること。

(7) 振込口座登録申込書

学生本人名義の口座を記入したもの。口座番号等の記入誤りがあると奨学金の貸与ができなくなるので、提出する前によく確認すること。

7. 申込期間

平成26年6月2日(月)から平成26年6月30日(月)まで(当日消印有効・期限厳守)

※申込期限は県への提出期限とする。学校への申込期限は各学校に問い合わせること。

8 提出先

在学校の奨学金担当窓口

9 採用の決定及び通知

8月末までに大学長を経て通知する予定

10 奨学金の交付時期

初回の送金は9月末(4月～9月の6ヶ月分)の予定

11 連帯保証人及び保証人

貸与を受ける際は、連帯保証人(原則父又は母)1人及び保証人(本人、連帯保証人と世帯を異にし(原則別住所)、独立の生計を営み、いつでも本人と連絡のできる者で65歳未満の者)1人を立てること。

ただし、父若しくは母又はこれらに準ずる者が東日本大震災により被災した者で、保証人を立てることが困難であるときは、「保証人に関する申立書(別紙様式)」を提出することにより、連帯保証人1人のみで奨学金を申し込むことができる。その場合は、実印の押印及び印鑑登録証明書を提出すること。

12 奨学金の返還

奨学金の貸与終了後、「借用証書」を提出すること。その際にも連帯保証人及び保証人による署名及び実印の押印が必要となる。

返還方法には、「年賦(12月)」と「半年賦(12月と6月)」があり、借用証書提出時に選択することができる。

奨学金は無利子であるが、最長15年以内に返還しなければならない。また、貸与総額に応じて、1年間に返還しなければならない金額(別表第1「基準最低年賦額表」を参照)が決められている。

また、返還時に進学又は傷病などの理由により教育委員会が奨学金の返還を困難と認めた場合、申し出により返還を猶予する。

< 返還例：4年間（48月）貸与。基準最低年賦額で返還した場合。 >

区 分	貸与月額	貸与総額	返還額(半年賦)	返還回数(半年賦)
国公立自宅	41,000円	1,968,000円	150,000円(75,000円)	14回(27回)
国公立自宅外				
私立自宅	44,000円	2,112,000円	175,000円(87,500円)	13回(25回)
私立自宅外	51,000円	2,448,000円	200,000円(100,000円)	13回(25回)

別表第1「基準最低年賦額表」

大学及び専修学校の専門課程における奨学生であった者	
返 還 総 額	基 準 最 低 年 賦 額
348,000円以下	25,000 円
348,001円 から 696,000円まで	50,000 円
696,001円 から 1,044,000円まで	75,000 円
1,044,001円 から 1,392,000円まで	100,000 円
1,392,001円 から 1,740,000円まで	125,000 円
1,740,001円 から 2,088,000円まで	150,000 円
2,088,001円 から 2,436,000円まで	175,000 円
2,436,001円 から 2,784,000円まで	200,000 円
2,784,001円 から 3,132,000円まで	225,000 円
3,132,001円 から 3,480,000円まで	250,000 円
3,480,001円 から 3,828,000円まで	275,000 円

大 学 奨 学 生 所 得 要 件

- 1 本人の保護者（父及び母。母子家庭の場合は母。父子家庭の場合は父。前記以外の場合は後見人）の1年間の「認定所得金額（下記2）が次の「所得基準額」以下であること。

所得基準額

区 分	所 得 基 準 額
世帯	2 人 2 8 2 万円
	3 人 3 2 8 万円
帯	4 人 3 5 5 万円
	5 人 3 8 2 万円
人	6 人 4 0 2 万円
	7 人 4 2 2 万円
員	8 人 4 4 2 万円

（備考）

世帯人員が8人を超える場合は、1人増すごとに20万円を世帯人員8人の所得基準額に加算する。

- 2 「認定所得金額」とは、本人の保護者（父及び母。母子家庭の場合は母。父子家庭の場合は父。前記以外の場合は後見人）の金銭、物品などの1年間の総収入金額を以下により計算した「所得金額」から、「特別控除額（別表第2 特別控除額表）」を控除した金額をいう。

(1) 給与所得の場合

年 間 総 収 入 金 額	所 得 金 額
3 2 9 万円以下の場合	0 円
3 3 0 万円以上 4 0 0 万円以下の場合	収入金額×0. 8－2 6 3 万円
4 0 1 万円以上 8 7 8 万円以下の場合	収入金額×0. 7－2 2 3 万円
8 7 9 万円以上の場合	収入金額－4 8 6 万円

（注）1万円未満は切り捨て。

（注）同一人で、2か所以上から収入があり、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算した後、この計算式により算出する。

(2) 給与所得以外の場合

収入金額（又は売上高）から、必要経費を差し引いた金額を記入する。

必要経費とは、事業所得においては売上品原価と営業経費（雇人費、減価償却費、業務に係る公租公課等）との合計額であり、農業所得では、肥料、種苗、蚕種、飼料、動力機の燃料等（過去1か年の収入を得るために実際に消費した分）の購入費の合計額である。（注）1万円未満は切り捨て。

別表第2 特別控除額表

区分	特別の事情	特別控除額				
就学者分控除	就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生1人につき)	小学校		8万円		
		中学校		16万円		
				自宅通学	自宅外通学	
		高等学校	国・公立	28万円	47万円	
			私立	41万円	60万円	
		高等専門学校	国・公立	36万円	55万円	
			私立	60万円	80万円	
		大学	国・公立	59万円	102万円	
			私立	101万円	144万円	
		専修学校	高等課程	国・公立	17万円	27万円
専門課程	国・公立		22万円	62万円		
		私立	72万円	112万円		
その他の控除	ア 母子・父子世帯	49万円				
	イ 障害のある人のいる世帯	障害のある人1人につき (障害者手帳の写しなどの証明書類必要)		86万円		
	ウ 長期療養者のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている金額。(証明書類必要) 診療代、治療代、医薬品代等に限り、 <u>食費等は対象としない。</u>				
	エ 主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出している金額。ただし、71万円を限度とする。 住居費、光熱水道費等に限る。(領収書など証明書類必要)				
	オ 火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材あるいは、生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額。(証明書類必要)				
本人分控除	国・公立	自宅通学 28万円	に授業料年額を加えた額			
		自宅外通学 72万円				
本人分控除	私立	自宅通学 44万円	に授業料年額を加えた額			
		自宅外通学 87万円				

- 備考 1 「就学者分控除」欄の「就学者のいる世帯」の控除は申込者本人を除く世帯員を対象とする控除である。
- 2 「本人分控除」欄の「授業料年額」とは、在学している学校の申込時における授業料年額(入学金、施設整備費、実習費等を除く。)である。
- 3 該当する特別の事情が2以上ある場合は、それらの控除額をあわせて控除することができる。

申込書は必ず学生本人が記入すること

大学・短大奨学金貸与申込書

刀がナ 氏名 男・女		本人住所 〒 -					
平成 年 月 日生(満 歳)		電話番号 () 携帯電話番号 () ※ 自宅・自宅外 から通学					
在籍校	※ 国公立 私立 大学 短期大学 学部 学科 第 学年 ※ 昼間部・夜間部		平成 年度 入学 平成 年度 月 卒業予定 (年制学科)				
	※ ア () 中等教育学校・高等学校・学校卒業 平成 年 月 イ 大学入学資格検定・高校卒業程度認定試験 合格 ウ () 大学・専修学校 卒業・中退						
日本学生支援機構の第1種奨学金申込		※ 有・無	日本学生支援機構の第2種奨学金申込				
以前に大学・短大で日本育英会・日本学生支援機構の第1種奨学金、又は県の奨学金の貸与を受けたことの有無		※ 有・無	有の場合の学校名： " 貸与月数 カ月				
自宅住所	〒 - 電話番号 ()		世帯人員：(① 人)				
就学者以外	続柄	氏名	年齢				
	続柄	氏名	年齢				
	続柄	氏名	年齢				
特別控除該当事項	就学者本人	続柄	氏名	在 学 校 名	学 年	※通学別	特別控除額
	本人分控除 [国公立：自宅28/自宅外72万円、私立：自宅44/自宅外87万円]						万円
	授業料年額 [入学金、施設整備費、実習費などを除く]						万円
			立	学年	自宅・自宅外	万円	
			立	学年	自宅・自宅外	万円	
		立	学年	自宅・自宅外	万円		
		立	学年	自宅・自宅外	万円		
ア 母子・父子世帯 (一律49万円)						万円	
イ 障害のある人のいる世帯 (1人につき86万円)						万円	
ウ 長期療養者のいる世帯						万円	
エ 主たる家計支持者が別居している世帯 (71万円限度)						万円	
オ 火災・風水害、盗難などの被害を受けた世帯						万円	
特別控除額合計②						万円	

※は該当するものを○で囲むこと。

【奨学金貸与を希望する理由】(学生本人が具体的に記入すること。)

【所得要件確認欄】

保護者A 氏名: _____

- () 給与所得者 … 年間総収入 a 万円 (1万円未満切り捨て、課税証明書記載の「給与収入」)
- () a が 329万円以下の場合 ……………… 0 万円
- () # 330万円以上400万円以下 … $a \times 0.8 - 263$ 万円 = 万円
- () # 401万円以上878万円以下 … $a \times 0.7 - 223$ 万円 = 万円
- () # 879万円以上の場合 ……………… $a - 486$ 万円 = 万円
- () 自営業者 … 確定申告書又は市町村民税申告書に記載の所得金額 ……………… 万円
- 保護者Aの所得額 … ③ 万円

保護者B 氏名: _____

- () 給与所得者 … 年間総収入 b 万円 (1万円未満切り捨て、課税証明書記載の「給与収入」)
- () b が 329万円以下の場合 ……………… 0 万円
- () # 330万円以上400万円以下 … $b \times 0.8 - 263$ 万円 = 万円
- () # 401万円以上878万円以下 … $b \times 0.7 - 223$ 万円 = 万円
- () # 879万円以上の場合 ……………… $b - 486$ 万円 = 万円
- () 自営業者 … 確定申告書又は市町村民税申告書に記載の所得金額 ……………… 万円
- 保護者Bの所得額 … ④ 万円

【認定所得金額】

所得金額合計 (上記③ + ④) _____ 万円 - 特別控除額 (表面②) _____ 万円 = _____ 万円

【所得基準額】 _____ 万円 (世帯人員 (表面①) _____ 人)

以上のとおり、記載事項に相違ありませんので、連帯保証人と連署の上、新潟県奨学金を申込みます。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

新潟県教育委員会 様

本人氏名 _____ ㊟
(必ず本人が署名押印のこと。)

連帯保証人氏名 _____ ㊟
(必ず連帯保証人が署名押印のこと。本人と同じ印鑑を押印しないこと。)

連帯保証人関係事項	住所	〒 _____		
	本人との続柄		生年月日	S・H _____ 年 _____ 月 _____ 日
	電話番号 携帯電話番号	() ()	職業	

申込書は必ず学生本人が記入すること

大学・短大奨学金貸与申込書

氏名 新潟 次郎 <input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女 平成〇〇年〇〇月〇〇日生(満〇〇歳)		本人住所 〒950-8570 新潟市中央区新光町3丁目4番地2 奨学金学生寮101号 電話番号 025 (〇〇〇) ×××× 携帯電話番号 090 (〇〇〇〇) ×××× ※自宅・ <input checked="" type="checkbox"/> 自宅外 から通学						
在籍校 ※ <input checked="" type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立 〇〇 ※ <input checked="" type="checkbox"/> 大学 〇〇〇 学部 〇〇〇〇 学科 第〇学年 ※ <input checked="" type="checkbox"/> 短期大学 〇〇〇 学部 〇〇〇〇 学科 ※ <input checked="" type="checkbox"/> 昼間部・夜間部	平成〇〇年度 ※ <input checked="" type="checkbox"/> 入学編入学 平成〇〇年度〇月卒業予定(4年制学科)							
最終学歴 平成〇〇年〇月 ※ <input checked="" type="checkbox"/> ア (〇〇〇〇) 中等教育学校・高等学校・学校卒業 イ 大学入学資格検定・高校卒業程度認定試験合格 ウ () 大学・専修学校 卒業・中退								
日本学生支援機構の第1種奨学金申込 ※ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		日本学生支援機構の第2種奨学金申込 ※ <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
以前に大学・短大で日本育英会・日本学生支援機構の第1種奨学金、又は県の奨学金の貸与を受けたことの有無		※ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合の学校名: 〇月 " 貸与月数 〇月						
自宅住所 〒950-8571 電話番号 025 (〇〇〇) △△△△ 新潟市中央区新光町4番地1 世帯人員: (① 7人)								
就学者以外	続柄	氏名	年齢	職業	続柄	氏名	年齢	職業
	父	新潟 太郎	40	会社員	妹	新潟 風子	4	幼稚園児
	母	新潟 花子	40	自営業				
	祖父	新潟 元	70	無職				
特別控除	就学者	続柄	氏名	在学学校名	学年	※通学別	特別控除額	
	本人			本人分控除 [国公立: 自宅28/自宅外72万円、私立: 自宅44/自宅外87万円]			72万円	
				授業料年額 [入学金、施設整備費、実習費などを除く]			75万円	
	兄	新潟 一郎		私立 〇〇大学	2学年	自宅・ <input checked="" type="checkbox"/> 自宅外	144万円	
	弟	新潟 三郎		市立 〇〇中学校	3学年	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅・自宅外	16万円	
				立	学年	自宅・自宅外	万円	
その他の控除	ア	母子・父子世帯 (一律49万円)						万円
	イ	障害のある人のいる世帯 (1人につき86万円)						86万円
	ウ	長期療養者のいる世帯						万円
	エ	主たる家計支持者が別居している世帯 (71万円限度)						万円
	オ	火災・風水害、盗難などの被害を受けた世帯						万円
特別控除額合計②							393万円	

※は該当するものを○で囲むこと。

【その他の控除】欄の記入について
 申込書の裏面にある【所得要件確認欄】の保護者A及び保護者Bの所得額を記入した上で、
 「所得金額合計」が「所得基準」を下回っている場合は特に記入する必要はありません。

記入例

【奨学金貸与を希望する理由】(学生本人が具体的に記入すること。)

※ 家族状況や経済状況など奨学金を希望する理由を具体的に記入すること。

【所得要件確認欄】

※ 給与所得者のうち、2カ所以上から収入がある場合は、合計額を年間総収入額とすること。

保護者A 氏名： 新潟 太郎

- (○) 給与所得者 … 年間総収入 a 420 万円 (1万円未満切り捨て、課税証明書記載の「給与収入」)
- () a が 329万円以下の場合 ……………… 0 万円
 - () # 330万円以上400万円以下 … a × 0.8 - 263万円 = 万円
 - (○) # 401万円以上878万円以下 … a × 0.7 - 223万円 = 71 万円
 - () # 879万円以上の場合 ……………… a - 486万円 = 万円
- () 自営業者 … 確定申告書又は市町村民税申告書に記載の所得金額 ……………… 万円

保護者Aの所得額 … ③ 71 万円 ←

保護者B 氏名： 新潟 花子

- () 給与所得者 … 年間総収入 b 万円 (1万円未満切り捨て、課税証明書記載の「給与収入」)
- () b が 329万円以下の場合 ……………… 0 万円
 - () # 330万円以上400万円以下 … b × 0.8 - 263万円 = 万円
 - () # 401万円以上878万円以下 … b × 0.7 - 223万円 = 万円
 - () # 879万円以上の場合 ……………… b - 486万円 = 万円
- (○) 自営業者 … 確定申告書又は市町村民税申告書に記載の所得金額 ……………… 50 万円

保護者Bの所得額 … ④ 50 万円 ←

【認定所得金額】

所得金額合計 (上記③ + ④) 121 万円 - 特別控除額 (表面②) 393 万円 = ▲272 万円

【所得基準額】 422 万円 (世帯人員 (表面①) 7 人)

以上のとおり、記載事項に相違ありませんので、連帯保証人と連署の上、新潟県奨学金を申込みます。

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

新潟県教育委員会 様

本人氏名 新潟 次郎 ㊟
(必ず本人が署名押印のこと。)

連帯保証人氏名 新潟 太郎 ㊟
(必ず連帯保証人が署名押印のこと。本人と同じ印鑑を押印しないこと。)

連帯保証人関係事項	住所	〒950-8571 新潟市中央区新光町4番地1		
	本人との続柄	父(原則父又は母とすること)	生年月日	S・H 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
	電話番号 携帯電話番号	025 (〇〇〇) ΔΔΔΔ 090 (〇〇〇〇) ××××	職業	会社員

奨学金貸与申込書記入の注意

新潟県奨学金は、学生本人に貸与するものです。申込書は学生本人が記入してください。申込書は、選考上の大切な資料です。事実をありのままに記入してください。

- 1 「氏名」欄には、必ず戸籍謄本に記載されているものを記入してください。
- 2 「自宅住所」欄には、住民票に記載されているものを記入してください。
- 3 「就学者以外」及び「就学者分控除」欄には、生計を一にしている者は、同居・別居を問わず、全員記入してください。死亡、生別の場合は、記入する必要はありません。
- 4 「続柄」欄には、申込者本人からみた関係を記入してください。
- 5 「年齢」欄には、平成26年4月1日現在で記入してください。
- 6 「職業」欄には、食料品小売業、鮮魚卸売商、会社員、公務員など詳しく記入してください。
- 7 「就学者」とは、次の学校に在学する者に限ります。
 - ・ 大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、特別支援学校、専修学校（高等課程、専門課程）。

（注）予備校、各種学校、防衛大学校、海上保安大学校、職業訓練校、専修学校の一般課程等に在学している者は、「就学者を除く家族」欄に記入してください。
- 8 「所得要件確認欄」の記入に当たっては、次のことに注意してください。
 - (1) 本人の保護者（父及び母。母子家庭の場合は母。父子家庭の場合は父。前記以外の場合は後見人）のみ記入してください。
 - (2) 平成25年の1年間の総収入金額（税込）を記入してください。
 - (3) 同一人について2種類以上の収入がある場合は、合計額を年間総収入額として記入してください。
 - (4) 申込時現在無職無収入の場合は、年間総収入欄に0円と記入してください（ただし、雇用保険等受給者は保険金額を記入し、証明書類を添付してください）。
 - (5) 平成25年1月以降に、就職、転職したときは、「給与等支払（見込）額証明書」をもとに、平成26年の収入見込金額を記入してください。
- 9 「特別控除額」欄は、「別表第2 特別控除額表」を参照し記入してください。「特別控除額」欄のうち、以下のものについては証明書類が必要です。
 - (1) 障害のある人のいる世帯
 - ・ 障害者手帳の写し等
 - (2) 長期療養者のいる世帯
 - ・ 療養のため経常的に特別な支出をしている金額にかかる直近3ヶ月分の領収書等の写し。（今後の療養期間に応じて年間の支出金額を算出できるもの。）ただし、診療代、治療代、医薬品等に限り、食費等は対象としません。
※ 長期療養者とは、申込時現在6ヶ月以上にわたる期間療養中、又は療養を必要とする人で、療養を終わった人は対象としません。
 - (3) 主たる家計支持者が別居している世帯
 - ・ 別居のために特別に支出している金額にかかる直近3ヶ月分の領収書等の写し。（今後の必要期間に応じて年間の支出金額を算出できるもの。）ただし、71万円を限度とし、

住居費、光熱水道費等に限ります。

(4) 火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯

- ・ 被害を受けたことを証明するもの、その他必要と認められるもの。
- ・ 修繕費用の領収書等、未修繕の場合は修繕見積書
- ・ 保険や公的支援を受けた場合は、その金額の分かる書類

10 「奨学金貸与を希望する理由」欄は、「経済的理由のため」等の一言ではなく、奨学金を申し込むに至った事情などを具体的に記入してください。

11 「連帯保証人」について、申請者本人が未成年の場合はその保護者（親権を行う者又は後見人）、申請者本人が青年の場合はその父母兄弟又はこれに代わる者です。

12 「連帯保証人（保証人）」の氏名は、必ずその人に自署、押印してもらってください。

その印鑑が申請者本人のものと同じである場合は、書類不備となりますので注意してください。

奨学生推薦調書 (全て大学・短期大学記入)

学 籍	<p style="text-align: center;">大 学 短期大学</p> <p style="text-align: center;">学 部</p> <p style="text-align: center;">学 科・課 程</p> <p style="text-align: center;">第 _____ 学 年</p> <p style="text-align: right;">昼間部・夜間部</p> <p style="text-align: center;">最短修業年限 _____ 年 (現在から卒業までに必要な最短年限)</p> <p>学籍番号 _____ 号</p> <p>フリガナ 氏 名 _____</p> <p style="text-align: right;">平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 歳 男・女</p>
推 薦 所 見	<p>人物、成績、家族状況等について記入すること。</p>
※授業料 (年額)	<p style="text-align: right;">※入学金、施設整備費、 実習費等を除く。</p> <p style="text-align: center;">円</p>
<p>上記の者は、人物、学業ともに優秀で、貴県の奨学生として適当と認め推薦いたします。</p> <p style="text-align: center;">平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p style="text-align: center;">新 潟 県 教 育 委 員 会 様</p> <p>大学所在地 郵便番号 〒 住 所 _____</p> <p style="text-align: center;">(電話番号 _____) (FAX番号 _____)</p> <p style="text-align: center;">大 学 _____ 学 長 短期大学 _____ 学 部 長</p> <p style="text-align: right;">印</p>	

※この調書は全て大学・短大で記入してください

【コピー使用可】

(平成25年1月以降新たに就職または転職した者用)

新潟県奨学金貸与申請用
給与等支払(見込)額証明書

(単位：円)

氏名		就職年月日		
昭和 年 月 日生		平成 年 月 日		
支払月	給与等支払(見込)額	控除額		摘要
		所得税	社会保険料	
26.1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
賞与				
賞与				
賞与				
合計				

平成26年中の給与等(見込)額について、上記のとおり証明します。

平成 年 月 日

事業主 氏名 印

TEL (- -)

※ 平成26年1月から12月までの支払(見込)額を記入してください。
 ※ 平成26年の途中で就職した場合は、就職した月から1年間分の見込みを記載してください。(その場合は、表中の支払月を訂正して記入してください。)

誓 約 書

新潟県奨学金貸与条例及び新潟県奨学金貸与条例施行規則に従い、奨学生としての責務を果たすことはもとより、奨学金の返還についても誠実にその義務を履行いたします。万一、奨学金の返還を怠った場合には、延滞金を課されても、あるいは返還期限の到来前において貴県の指定した日までに返還未済額の全部を一括返還することを請求され、強制執行の手続きをとられても異議ありません。また、強制執行に必要な財産調査の手続きをとられても異議ありません。

上記のとおり連署して誓約いたします。

平成 年 月 日

新潟県教育委員会 様

本人 氏名 印

連帯保証人 氏名 印

保証人 氏名 印

本人	学校名	学 校 全 日 制 ・ 定 時 制 ・ 通 信 制 大 学 学 部 科 第 学 年 専 修 学 校 科 科				
	住 所	郵便番号 (電話 携帯電話)				
	生年月日	平成 年 月 日生				

連帯保証人	住 所	郵便番号 (電話 携帯電話)				
	生年月日	昭和 年 月 日生	職業		本人との続柄	

保証人	住 所	郵便番号 (電話 携帯電話)				
	生年月日	昭和 年 月 日生	職業		本人との続柄	

(記入上の注意)

- 1 連帯保証人…借用者が未成年者の場合はその保護者（親権を行うものまたは後見人をいう。）成年者の場合は父母兄弟又はこれに代わる者
- 2 保証人…本人、連帯保証人と世帯を異にし独立の生計を営み、いつでも本人と連絡のできる65歳未満の者。
- 3 本人、連帯保証人、保証人はそれぞれ署名・押印すること
また、連帯保証人、保証人の押印は印鑑登録証明書と同じ印を鮮明に押印し、印鑑登録証明書をそれぞれ1通添付すること。
- 4 本人の住所は、連絡の取れる所を記入すること。（自宅外通学生は下宿の住所）

